

平成 31 年 3 月 15 日

青森市政記者会 様

青森市市民部生活安心課長

不審なハガキに関する注意喚起について

このことについて、「訴訟通知センター」を名乗り、「契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出された。」との内容で、記載の電話番号に電話をさせようとする不審なハガキの送付が複数発生しています。

これまでのところ、被害を受けたという情報はありますが、青森市民消費生活センターでは、身に覚えのないところからのハガキ等に対しては自分から絶対に電話をしないようにと助言をしているところです。

市政記者会の皆様におかれましては、市民生活の安全確保のため、このような不審なハガキに注意するよう市民の皆様にご周知していただきたく、報道をお願いします。

記

1 発生時期

平成 31 年 3 月 14 日から 3 月 15 日正午まで

2 青森市民消費生活センターに寄せられた情報件数

7 件

3 主な内容

- ・「契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から、訴状が提出された」
- ・「連絡がない場合、現預金、有価証券、動産、不動産の差し押さえを執行する」
- ・「訴訟取り下げ等の相談を承る」

などと記載の電話番号に電話をさせようとする。

4 対応

身に覚えのない請求通知は「架空請求」や「個人情報の収集」が目的と考えられるため、絶対に相手に電話をしないでください。

迷った場合は、青森市民消費生活センター（局番なし 188）にご相談ください。

【問合せ先】

青森市市民部生活安心課

主査 佐々木、副参事 嶋中

電話 017-734-5250